

7. 生産性革命推進事業による 事業再開支援

中小・小規模事業者の事業再開の努力を後押しするべく、ガイドライン等に沿った感染防止対策の投資に対して、新たに別枠（事業再開枠）を上乗せします。

【支援内容】

補助率：定額補助（10/10）

補助上限：50万円（又は、総補助額の1/2まで）

対象者：持続化補助金（特別枠・通常枠）、
ものづくり補助金（特別枠）の採択者

対象経費：業種別ガイドライン等に沿った感染防止
対策の経費（消毒、マスク、換気設備等の費用）

※39県で緊急事態宣言が解除された5月14日以降に
発生した経費が対象

◎詳細は経済産業省 HP 又は裏面のリンク集よりご確認ください。

8. 固定資産税・都市計画税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者の、2021年度の固定資産税及び都市計画税を減免します。

【減免対象】

- 事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税（通常、取得額又は評価額の1.4%）
- 事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

【減免率】

2020年2月～10月までの任意の
連続する3か月間の事業収入の対前年同期比減少率
50%以上減少：全額、30%以上50%未満：1/2

※申請には認定経営革新等支援機関の確認書が必要です。

◎申請書様式は決まり次第、中小企業庁 HP にて公表されますので、
下記リンク集よりご確認ください。

9. NHK 放送受信料の免除

持続化給付金の給付決定を受けた事業者の負担を軽減するための緊急的な措置として、受信料の免除を行います。

【免除する放送受信契約の範囲】

持続化給付金の給付決定を受けた者が、事業所等住居以外の場所に受信機を設置して締結している放送受信契約（2022年3月31日までにNHKに免除の申請をした場合に限る）

【免除の期間】

NHKに免除の申請をした月とその翌月（2か月間）
但し、受信機を設置した月に、受信契約を締結して、免除を申請した場合は、その翌月および翌々月（2か月間）

※休業により一時的に受信契約を解約している場合は免除を受付することができませんので、受信契約を新たに締結した後に、再度、免除の申請をして下さい。

◎詳細はNHKのHP又は裏面のリンク集よりご確認ください。

10. リンク集

事業主向け支援情報まとめ

中小企業向け資金繰り支援内容一覧表

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shikinguri_list.pdf



各種助成金・給付金制度 一覧

<https://soumu69.wixsite.com/corona/jigyounusiyouseido>



各種猶予制度 一覧

<https://soumu69.wixsite.com/corona/yuuyoseido>



商工会相談窓口

新型コロナウイルス感染症に関する 支援制度のご紹介 - 第3弾 -

新型コロナウイルス感染症の影響対策として
利用できる支援制度やリンクをまとめた
リーフレットです。

1. 雇用調整助成金
2. 小学校休業等対応助成金
3. 妊婦の為の休暇取得支援
4. 社会保険料の特例改定
5. 持続化給付金
6. 家賃支援給付金
7. 事業再開支援
8. 固定資産税等の減免
9. NHK 受信料の免除
10. リンク集

新型コロナウイルス関連特設サイトでも随時情報更新中！

サイトは以下 URL または右の QR コードより
<https://soumu69.wixsite.com/corona>



作成：在日本朝鮮商工連合会

※2020.6.30 現在の情報に基づいて作成しています。

1. 雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律が成立したことに伴い、雇用調整助成金の更なる拡充が行われました。

【拡充内容】

- ① 緊急対応期間の延長
終期を **3 か月延長** (2020年4月1日から9月30日まで)
- ② 緊急対応期間中の助成額の上限引き上げ
1人あたり日額「8,330円」 → 「**15,000円**」
- ③ 緊急対応期間中の助成率の拡充
解雇等をせず雇用の維持に努めた中小企業の助成率「原則9/10」(一定の要件を満たす場合は10/10) → 「**一律10/10(100%)**」
- ④ 出向の特例措置
出向期間が「3か月以上1年以内」だと支給対象 → 「**1か月以上1年以内**」に緩和

※既に受給した方・申請済みの方は**再申請の必要はありません**。但し、過去の休業手当を見直し、**追加で休業手当の増額分を支給した場合は**手続の必要があります****。

◎詳細は厚生労働省 HP 又は裏面のリンク集よりご確認ください。

2. 小学校休業等対応助成金

【拡充内容】

- ① 対象期間、申請期間の延長
終期を **3 か月延長**
対象期間：**2020年2月27日から9月30日まで**
申請期間：**2020年12月28日まで**
- ② 助成額の上限引き上げ
4月1日以降に取得した休暇については
1人あたり日額「8,330円」 → 「**15,000円**」

※フリーランスの方も、4月1日以降の**小学校休業等対応支援金の支給額等が拡充**されています。
(1日当たり「4,100円」 → 「**7,500円**」)

◎詳細は厚生労働省 HP 又は裏面のリンク集よりご確認ください。

3. 母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金

妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりのために、事業主の皆様はぜひこの助成金をご活用下さい。

【対象】 ※①～③の全ての条件を満たす事業主が対象

2020年5月7日から同年9月30日までの間に

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上**が支払われるものに限る）を整備し、
 - ② 労働者に周知した事業主であって、
- 2020年5月7日から2021年1月31日までの間に
- ③ 休暇を合計して5日以上取得させた事業主

【助成内容】

有給休暇5日以上20日未満：25万円
以降20日ごとに15万円加算（上限額：100万円）
※1事業所当たり20人まで

【申請期間】

2020年6月15日から2021年2月28日まで

◎詳細は厚生労働省 HP 又は裏面のリンク集よりご確認ください。

4. 健康保険・厚生年金保険料 標準報酬月額の特例改定

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合、標準報酬月額を翌月から改定することが可能になりました。

【対象】 ※①～③の全ての条件を満たす方が対象

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による休業があったことにより、2020年4月から7月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方
- ② 報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方
- ③ 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している

◎詳細は日本年金機構 HP 又は裏面のリンク集よりご確認ください。

5. 持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける中小法人・個人事業者に対して、事業全般に広く使える持続化給付金を支給する制度の支援対象が拡大されました。

【支援対象の拡大】

これまで対象となっていなかった以下の事業者を新たに対象とします。

- ① 主たる収入を**雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者**
- ② **2020年1月～3月の間に創業した事業者**

※どちらも**収入が50%以上減少**していることが条件。
従来の申請と比べて、**提出書類が変わります**。

【申請】

新たに対象となった方の申請は**6月29日**より受付開始
申請は、WEB・スマホから電子申請
(全国に設置した申請サポート会場でも申請が可能)

◎詳細は経済産業省 HP 又は裏面のリンク集よりご確認ください。

6. 家賃支援給付金 ※詳細は公表待ち

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、テナント事業者に対して給付金を支給します。

【対象】

中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者であって、**5月～12月**において、以下のいずれかに該当する者

- ① いずれか1か月の売上高が前年同月比で**50%以上減少**
- ② 連続する3か月の売上高が前年同期比で**30%以上減少**

【給付額】

申請時の直近の支払家賃（月額）に基づき算出される給付額（月額）の**6倍**（6か月分）を支給

◎給付率、給付上限額、その他詳細は決まり次第、経済産業省 HP にて公表されますので、そちらでご確認ください。